

<一般社団法人日本国際保健医療学会 顧問規程>

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本国際保健医療学会（以下「本会」という。）の顧問を委嘱する場合の基準、方法その他委嘱に必要な事項について定めたものである。

(顧問)

第2条 本会は理事長若しくは理事長により委任を受けた副理事長の推薦があったとき次の各号の該当者に顧問を委嘱することができる。

- (1) 本会の業務執行に関する充分な知識経験に基づき、理事長等に適時適切な助言を行える会員
- (2) 専門分野における知見に基づき、理事長等に適時適切な助言を行える学識経験者

(選任及び委嘱の方法)

第3条 本会の顧問は、前条に該当する者のうちから 理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 本会の顧問の任期は、原則2年とする。

(顧問の職務)

第5条 顧問は、理事長の諮問に対し意見を具申する。

(報酬)

第6条 顧問は無報酬とする。

(解嘱)

第7条 顧問が次の各号に該当したときはその委嘱を解くものとする。

- (1) 辞意の表明があった場合
- (2) 定款第9条に基づく除名
- (3) 定款第10条に基づく資格喪失

(顧問委嘱の停止)

第8条 顧問が本会役員（理事・監事）に就任したときは就任期間中、顧問の委嘱を停止する。

(附則)

第1条 この規程は令和5年7月1日から施行する。